

# 「第9次 建設業労働災害防止5か年計画」の解説

建設業労働災害防止協会

## 1. はじめに

このたび、建設業労働災害防止協会(以下、「建災防」という)では、国が策定する「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、令和5年度から9年度までを計画期間とする「第9次 建設業労働災害防止5か年計画」(以下、「第9次計画」という)を策定しました。

第9次計画では、建設工事に従事する全ての方が安全で安心して働ける魅力ある職場づくりを目指し、アウトプット指標、アウトカム指標を定め、会員各位と建災防が一体となり、1人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各種労働災害防止対策に取り組むこととしています。

本稿では、第9次計画期間中に取り組む主要内容についてご紹介します。

## 2. 第8次計画の成果と課題

建災防では、これまで平成30年度を初年度とする「第8次 建設業労働災害防止5か年計画」(以下、「第8次計画」という)に基づき、各種の労働災害防止対策を推進してきました。この第8次計画で掲げてきた三つの目標の達成状況について

は以下のとおりです。

- ① 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、第7次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。→目標に対して3.6ポイント上回る18.6%の減少となりました。
- ② 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第7次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。→目標に対して9.8ポイント上回る24.8%の減少となりました。
- ③ 計画期間中の休業4日以上之死傷災害の平均発生件数を、平成29年の発生件数に対して、5%以上減少させる。→4.1%の増加となりました。

※ 令和4年度は令和5年3月発表の速報値から推計。

死亡災害ならびに墜落・転落による死亡災害ともに、第8次計画の目標を達成しているものの、死傷災害については目標達成に至りませんでした。また、全産業の死亡災害では建設業が最も多く、建設業の死亡災害では墜落・転落によるものが約4割を占めるなど、建設業における労働災害の発生件数は依然として高い水準にあります。

さらに、長期的に減少傾向にあった建設業の労働災害は、令和3年より増加に転じていることから、第9次計画では引き続き、死亡災害が多く発生している墜落・転落災害等の重篤度の高い災害を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要です。

### 3. 第9次計画における目標

国が策定した「第14次労働災害防止計画」に定める各種推進事項を踏まえ、会員と建災防が一体となって、1人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを第9次計画の目標としました。

#### (1) アウトプット指標

次の事項をアウトプット指標として定め、建災防は、後述する計画の重点事項及び年度ごとの建設業労働災害防止対策実施事項の重点事項を積極的に取り組みます。

- ① 会員は全事業場において、重篤度の高い労働災害の防止対策に重点的に取り組む。特に、会員は全事業場において、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを実施し、危険・有害要因の排除を徹底する。
- ② 会員は全事業場において、死傷災害の減少に向けて、高年齢労働者の労働災害防止対策、健康確保対策等を実施し、職場環境の改善に取り組む。

#### (2) アウトカム指標

アウトプット指標に定める事項を実施した結果として、期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める事項の効果検証を行うための指標とします。

- ① 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる（図-1）。
- ② 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる（図-2）。
- ③ 計画期間中の死傷災害の平均発生件数を、令和4年の発生件数（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）に対して、5%以上減少させる（図-3）。
- ④ 60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年まで減少に転じさせる（図-4）。

## 4. 第9次計画の主な取り組み

第9次計画の目標達成に向け、以下の項目を重点事項として具体的な取り組みを推進します。

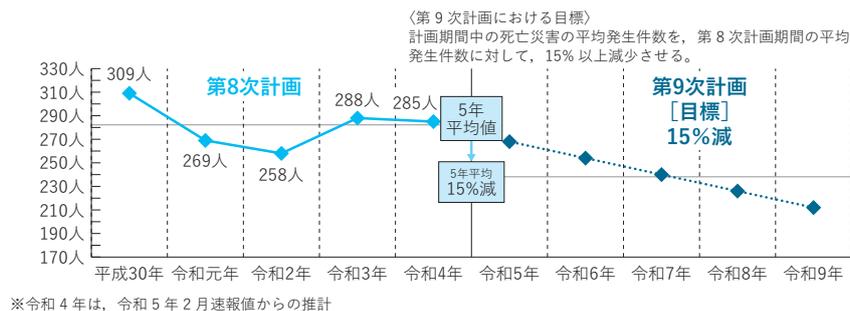


図-1 死亡者数の推移

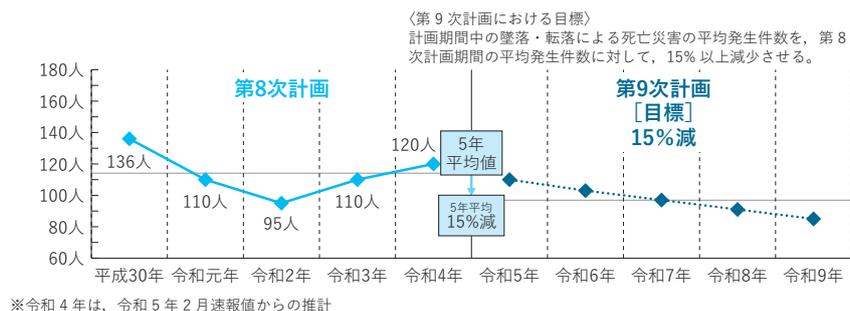


図-2 墜落・転落災害の死亡者数の推移

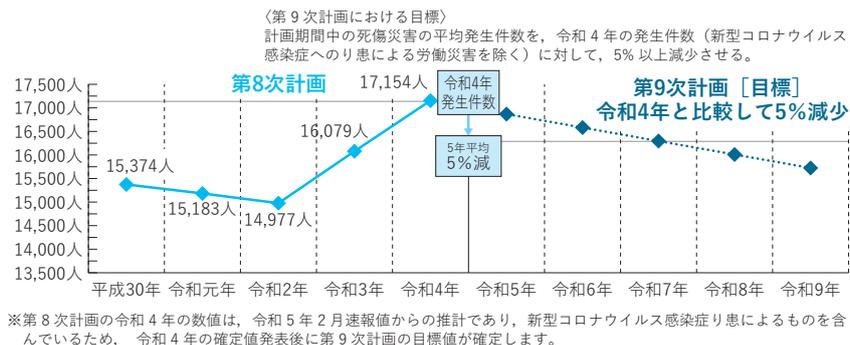


図-3 休業4日以上死傷災害の推移

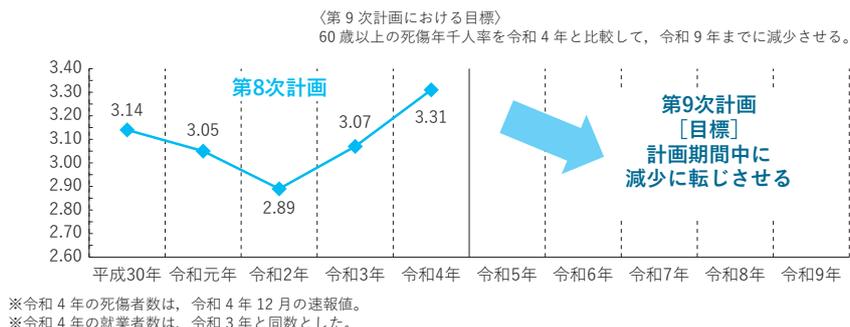


図-4 60歳以上の死傷年千人率の推移

- ① 「建設業労働災害防止規程」の遵守の徹底
- ② リスクアセスメントの確実な実施の促進
- ③ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入促進
- ④ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進
- ⑥ 安全衛生教育の推進
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進
- ⑧ 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進
- ⑨ 自然災害に係る復旧・復興工事等における安全衛生対策の推進
- ⑩ 全国大会等、集合形式の安全衛生活動の推進
- ⑪ 労働安全衛生関係情報の共有化の促進
- ⑫ 一人親方等の安全衛生管理の推進

建災防は、これらの第9次計画の重点事項を基本として、より具体的な対策等を示した「建設業労働災害防止対策実施事項」を年度ごとに定め、その普及促進に努めます。

また、会員は、それぞれの実情に即した自社の労働災害防止計画を定め、建設業労働災害防止規程に定める事項を遵守しつつ、自主的な安全衛生

活動を推進します。

## 5. おわりに

第9次計画や建設業労働災害防止対策実施事項に掲げた各種労働災害防止対策は、建設企業のみでは解決できない事案も多く、建災防では発注機関や研究機関等との連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと考えています。関係者の皆さまのご協力が必要不可欠となりますので、今後も建災防の活動に対し、ご理解ご協力をお願いいたします。

本稿で紹介しました第9次計画ならびに建設業労働災害防止対策実施事項は、建災防ホームページに掲載しています。

- 1) 第9次計画

[https://www.kensaibou.or.jp/public\\_relations/future\\_prospect/index.html](https://www.kensaibou.or.jp/public_relations/future_prospect/index.html)

- 2) 令和5年度建設業労働災害防止対策実施事項

[https://www.kensaibou.or.jp/public\\_relations/enforcement\\_plan/index.html](https://www.kensaibou.or.jp/public_relations/enforcement_plan/index.html)